厚生労働省発開 0228 第 2 号 令 和 6 年 2 月 28 日

労働政策審議会 会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見



厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第九条第一項第一号の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

1 職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令の一部を改正する省令案要綱

職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関す

る省令の一部を改正する省令案要綱

知識講習に係る定員要件を廃止すること。(本則関係)

第一

この省令は、 令和六年四月一日から施行すること。 (附則関係)